

矢板市森林整備計画（変更）



計画期間

自 令和 3 年 (2021) 4 月 1 日
至 令和 13 年 (2031) 3 月 31 日

樹立年月日 令和 3 (2021) 年 3 月 25 日

変更年月日 令和 4 (2022) 年 3 月 25 日

変更年月日 令和 6 (2024) 年 3 月 26 日

※本計画書は、令和 6 (2024) 年 4 月 1 日から有効とする。

栃木県

矢板市

森林整備市町村位置図

栃木県の市町村

0 15 30 km



N



那須塙原市

大田原市

塙谷町

第廿

例 月 八

山岳

△

河川

卷之三

都道府県

•

森林計画区界

— · — · — · — · —

市町村界

— · — · — · —

民有林

100

国有林

.....

鐵道

縮尺15万分の1

目 次

I 伐採、造林、間伐、保育その他森林の整備に関する基本的な事項	1
1 森林整備の現状と課題	1
2 森林整備の基本方針	2
3 森林施業の合理化に関する基本方針	4
II 森林の整備に関する事項	5
第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）	5
1 樹種別の立木の標準伐期齢	5
2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法	5
3 その他必要な事項	7
第2 造林に関する事項	8
1 人工造林に関する事項	8
2 天然更新に関する事項	10
3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項	11
4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準	12
5 その他必要な事項	12
第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準	12
1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	12
2 保育の種類別の標準的な方法	14
3 その他必要な事項	14
第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	14
1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法	14
2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法	16
3 その他必要な事項	17
第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	17
1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	17
2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	17
3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	17
4 森林経営管理制度の活用に関する事項	18
5 その他必要な事項	18
第6 森林施業の共同化の促進に関する事項	18
1 森林施業の共同化の促進に関する方針	18

2	施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	19
3	共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	19
4	その他必要な事項	19
第7	作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	19
1	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	19
2	路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	20
3	作業路網の整備に関する事項	20
4	その他必要な事項	21
第8	その他必要な事項	21
1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	21
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	22
3	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	23
III	森林の保護に関する事項	24
第1	鳥獣害の防止に関する事項	24
1	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	24
2	その他必要な事項	24
第2	森林病害虫の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項	25
1	森林病害虫等の駆除及び予防の方法	25
2	鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）	25
3	林野火災の予防の方法	25
4	森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	25
5	その他必要な事項	25
IV	森林の保健機能の増進に関する事項	26
1	保健機能森林の区域	26
2	保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法	26
3	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項	26
4	その他必要な事項	26
V	その他森林の整備のために必要な事項	26
1	森林経営計画の作成に関する事項	26
2	生活環境の整備に関する事項	27
3	森林整備を通じた地域振興に関する事項	27
4	森林の総合利用の推進に関する事項	27
5	住民参加による森林の整備に関する事項	27
6	森林経営管理制度に基づく事業に関する事項	28
7	その他必要な事項	28
	別表1	29

別表2 _____ 30

別表3 _____ 31

(附) 參考資料

I 伐採、造林、間伐、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

本市は栃木県の北東部に位置し、県都の宇都宮市から32.3km、東京から141.8kmの距離にあり、東西約11.6km、南北約24.2kmで、ほぼ長方形をなしてて、総面積は17,046haである。

地理的にみると、北部は、高原山へ続く森林地帯で、市の東西方向は、なだらかな丘陵地となっており、市の中南部を、簗川、内川、荒川が貫流し、肥沃な田園地帯を形成している。

市北部の泉地区は、林業生産の中心であり、適切な森林整備を図ること、特に計画的な、伐採を推進することが重要である。泉地区北部には、「県民の森」が存在しつつ天然広葉樹が多く生育するなど、渓谷等と調和した優れた自然景観を有し、森林と人とのふれあいの場として活用されている。今後は、水源かん養機能を重視するとともに、来訪者の多様なニーズを考慮した森林整備を行うことが重要である。また、急峻な地形も多いため、山地災害の防止を考慮した森林施業の実施が求められている。

市中部の矢板地区、市南部の片岡地区においては、住宅や産業団地、ゴルフ場等として、土地開発が進んでいる地域であり、その地区内の里山林については、住民に安らぎや潤いを与える場、憩いの場としての整備活用が期待されている。

なお、本市の特産品のひとつであるシイタケは、東日本大震災を境に出荷制限がかけられていたが、栃木県が策定した生産工程管理基準に基づく厳格な生産体制の実施により、出荷制限は徐々に解除されており、出荷量は震災前の約59%まで回復している。

森林面積は、9,725haで総面積の57.1%を占めている。民有林面積は、7,571haで、そのうちスギ・ヒノキを主体とした人工林針葉樹の面積は5,629haであり、民有林の74%を占める。スギ・ヒノキ人工林のうち間伐適齢期とされる4～9齢級は1,058haと全体の19%を占め、主伐期である10齢級以上は4,274haと76%となっており、森林資源の充実が進んでいる。まさに今が間伐から主伐への転換期であり、主伐再造林を進めないと齢級構成の空白期間が拡大してしまう状況である。

市中心部から10km以内には、大型で専門性の高い製材工場が点在している。これらの工場では、人工乾燥機、高次加工施設や木質焚きボイラ等の設備装置の導入も充実し、高品質材生産と資源の有効利用を図る体制が整備されている。これら製材工場で消費される素材量は、矢板木材共販所での素材取扱量を大幅に上回り、県内外から素材が集まっている現状であり、地域での素材生産体制を強化することが強く求められている。

2 森林整備の基本方針

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

本市の森林資源構成を踏まえ、次に示す森林の有する諸機能が十分に発揮される森林づくりを目指すものとする。

たかはら林業地は高品質な素材丸太の生産地であることから、主伐（皆伐）に積極的に取り組みながら、持続的な林業経営・木材産業の成長産業化を見据えた木材需要の増大化及び多様化に対応すべく、森林資源のフル活用や素材生産量の向上に配慮する。

また、広葉樹林・水源林が多く存在する地域であるため、公益的機能や生物多様性等にも配慮する。

なお、市内の山林に残された林地残材をバイオマス発電所が引き取り、地元の商店街で使える地域通貨券を発行する木の駅プロジェクトが、平成28年度よりスタートした。

この取り組みにより、未利用資源の活用、地域活性化、循環型社会を推進しており、年間約600トンの未利用資源の活用実績があり、地域活性化、循環型社会に寄与している。

【森林の有する機能と望ましい森林資源の姿】

機能	望ましい森林資源の姿
水源涵養機能	<ul style="list-style-type: none">下層植生や樹根が発達し、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い土壤を有する森林
山地災害防止機能 / 土壤保全機能	<ul style="list-style-type: none">下層植生が広く表土を覆うとともに、樹根が発達し、土壤を保持する能力に優れた森林必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林
快適環境形成機能	<ul style="list-style-type: none">樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力に優れ、汚染物質の吸着能力が高いなど、諸被害に対する抵抗性が高い森林
保健・レクリエーション機能	<ul style="list-style-type: none">自然に接する場として適切に管理されている森林や優れた自然景観を有する森林
文化機能	<ul style="list-style-type: none">必要に応じて保健・文化・教育的活動に適した施設が整備されている森林
生物多様性保全機能	<ul style="list-style-type: none">原生的な自然環境を構成し、貴重な動植物の生息、生育に適した森林
木材等生産機能	<ul style="list-style-type: none">木材として利用する上で良好な形質の林木からなり、二酸化炭素の固定能力が高い森林林道等の生産基盤が適切に整備されている森林

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

森林の整備にあたっては、(1)で掲げた森林の各機能に加え、地球温暖化防止森林吸収源としての機能を総合的かつ高度に發揮させるため、各機能の充実と機能間の調整を図り、適正な森林施業の実施により、健全な森林資源の維持増進を図るものとする。また、近年の社会的情勢を踏まえ、花粉発生源対策を促進する。

皆伐や皆伐後の再造林にあたっては、主伐の推進に伴い造林の増加が予想されることから、伐採と植栽を同時に行う「一貫型施業」の普及を推進し、再造林コストの低減を図りながら確実な更新を行うとともに、育苗期間を短縮できるコンテナ苗の導入を推進し、供給力を強化するものとする。

間伐については、「伐り捨てる間伐」から「できる限り搬出する間伐」への移行、利用率の向上を目指して、「利用間伐」に積極的に取り組むこととする。

森林整備を推進する上で重要な林業労働力については、その担い手である森林組合を中心に森林所有者との長期受委託契約に基づく、森林経営計画策定を通して施業集約化を図り、森林施業を低コスト化し、生産性の高い体制の整備を促進するものとする。また、林業の担い手確保に努めるため矢板市林業・木材産業成長化推進協議会の実施する林業従事者支援事業の積極的な活用を促す。

また、適切な森林整備を推進していくために、森林組合、林業振興会、フォレスター、林業普及指導員、森林所有者、森林管理署等の相互の連携をより一層密にし、講習会等を通じて、知識、技術の向上及び普及啓発に努めるとともに、森林クラウドや国、県の補助事業を積極的に活用し、森林整備の推進を図るものとする。

なお、それぞれの機能に応じた森林施業の推進方策については、次のとおりとする。

機能	整備の基本方針
水源涵養機能	<ul style="list-style-type: none">良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本。伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散。立地条件等に応じ、天然力も活用した施業を推進。ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養の機能が十分に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進。
山地災害防止機能 /土壤保全機能	<ul style="list-style-type: none">災害に強い国土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林地の裸地の縮小及び回避を図り災害に強い施業を推進。自然条件等に応じ、天然力も活用した施業を推進。集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等で

	<p>は、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・渓岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置。
快適環境形成機能	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本。 ・樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進。 ・快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理を推進。
保健・レクリエーション機能	<ul style="list-style-type: none"> ・地域に憩と学びの場を提供する観点から立地条件等に応じ広葉樹の導入を図るなど多様な森林整備を推進。 ・保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進。
文化機能	<ul style="list-style-type: none"> ・美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進。 ・風致のための保安林の指定やその適切な管理を推進。
生物多様性保全機能	<ul style="list-style-type: none"> ・原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林など属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全。 ・野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全の推進。
木材等生産機能	<ul style="list-style-type: none"> ・木材等の林産物を持続的・安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進。 ・施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進。 ・将来にわたり育成单層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を推進。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

当市における山林所有者は、所有面積が10ha未満である方が全体の約88%を占めるなど小規模所有者が多く、従来から森林組合を中心とした長期受委託契約による森林整備が行われてきた地域である。

また、地形も比較的緩慢であるため、早くから林道や森林作業道等の路網が整備され、林内路網密度が約71.1m/haと他地域に比べ高く充実している。

今後も森林の適正な管理及び森林資源の活用を図るため、県、市、森林組合等関係団体の連携のもと意欲的な林業事業体等による施業の長期受委託を推進し、施業集約化に取り組み、施業の効率化、低コスト化を図っていく。

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

立木の標準伐期齢は、主要樹種ごとに平均成長量が最大となる林齢を基準として、森林の有する多面的機能、既往の平均伐採齢及び森林の構成等を勘案し、次表に示す林齢を標準とする。

成長の早いエリートツリーや早生樹においては、標準伐期齢によらず、林業普及指導員又は市町村の林務担当部課とも相談の上、適切な時期に伐採するものとする。

【標準伐期齢】

単位：年

地 区	樹 種						
	ス ギ	ヒノキ	アカマツ	カラマツ	天然生 針葉樹	天然生 広葉樹 用材林	ぼう芽 による 広葉樹
全 域	35	40	30	30	100	100	15

注) ア 「ぼう芽による広葉樹」には、薪炭材、パルプ用チップ原木、食用きのこ原木等に供されるものを含む。

イ 「サワラ」については、「スギ」に、クヌギについては「ぼう芽による広葉樹」に準ずる。

ウ 制限林の「ぼう芽による広葉樹」については、20年とする。

エ 標準伐期齢は、立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定められるものであるが、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を義務付けるものではない。

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

地域森林計画に定める立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針に基づき、森林の有する多面的機能の維持増進を図ることを旨として、対象森林に関する自然条件及び社会的条件、既往の施業体系、樹種の特性、木材需要構造、森林の構成等を勘案して、皆伐及び択伐の方法、主伐の時期、伐採率、伐区の設定方法、集材の方法その他必要な事項について定めるものとする。

立木の伐採のうち主伐については、更新を伴う伐採であり、その方法は皆伐又は択伐によるものとする。

（更新：伐採跡地（伐採により生じた無立木地）が再び、立木地となること）

伐採を行う際には森林経営計画および伐採届出等の区域を超えて伐採（誤伐）しないよう、あらかじめ伐採する区域の明確化を行う。

集材に当たっては、林地の保全等を図るために、地域森林計画第4の1(2)で定める「森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法」に適合したものとするとともに、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令

和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知)を踏まえ、現地に適した方法により行う。

【立木の伐採（主伐）の標準的な方法】

区分	内 容
皆 伐	主伐のうち択伐以外のもの
択 伐	主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位としておおむね均等な割合で行うもの

(1) 皆伐

一箇所当たりの伐採面積の規模(20ha以内とする)、伐採箇所の分散に配慮するとともに、伐採跡地が連続することのないように、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を伐採区域の間に確保する。

林地の保全、雪崩、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止及び風致の維持等のため必要がある場合には、保護樹帯の設定や伐採区域の形状に配慮する。

(2) 択伐

択伐にあっては、人為と天然力の適切な組み合わせにより、確実に複数の樹冠層を構成する森林として成立し、森林の諸機能の維持増進が図られる森林を対象に、以下の事項について留意の上実施する。

伐採率は、植栽等される下層木の良好な生育環境の確保及び林床の目的外植生の生育を抑制する観点から適正な林内照度を確保するため、伐採率を材積率で30%以下とする。ただし、伐採後の造林が人工植栽による場合は40%以下とする。また、法令等により制限がある場合はその範囲内で実施する。

新たな施業方法の導入など標準的な伐採方法によらない場合は、林業普及指導員又は市の林務担当課と協議の上、適切な伐採率等で実施するものとする。

(3) 主伐の林齢

多様な木材需要に安定的に対応できるよう、下表に示すような生産目標別の仕立方法、期待径級、目安林齢を勘案し、さらに地位を加味した上で、生産目標(利用途)に応じた林齢で伐採する。したがって、この期待径級・目安林齢の上下による伐採を制限するものではありません。

主要樹種	生産目標	仕立方法	期待径級 (c m)	目安林齡 (年生)
スギ	役物：柱材	密仕立	24	50
	一般材	中仕立	26	50
	一般材	中仕立	32	60
	造作材	密仕立	36	80
ヒノキ	役物：柱材	密仕立	24	60
	一般材	中仕立	26	65
	一般材	中仕立	30	75
	造作材	密仕立	30	80

(4) 天然更新

伐採後に天然更新を行う森林は、天然下種更新及びぼう芽更新が確実な林分とする。なお、更新を確保するため、種子の結実状況、天然稚樹の生育状況、伐採区域の形状、母樹の保存、周辺の伐採跡地の天然更新の状況等に配慮し、ぼう芽更新の場合は、優良なぼう芽を発生させるため、11月から3月の間に伐採することが望ましい。

3 その他必要な事項

(1) 森林の生物多様性の保全への配慮

伐採の実施に当たっては、森林の生物多様性保全の観点から、野生生物の営巣、餌場、隠れ場として重要な空洞木や枯損木、目的樹種以外の樹種であっても目的樹種の成長を妨げないものについては保残に努める。

(2) 荒廃竹林の対応

長年放置された荒廃竹林が周辺の森林へ侵入することにより森林の多面的な機能の低下が懸念されているため、適正な伐採により周辺森林への拡大の防止に努めることとする。

(3) 花粉発生源対策

花粉発生源対策の加速化のため、花粉の発生源となるスギ等の人工林の伐採・植替え等を促進する。

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の發揮の必要性から植栽を行うことが適當である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成单層林として維持する森林において行うものとする。

(1) 人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種
スギ、ヒノキ、アカマツ、カラマツ、コナラ、クヌギ、ケヤキ

ア 人工造林をすべき樹種は、適地適木を旨として市町村の区域の森林の自然条件、樹種の特質及び木材の利用状況を勘案して、針葉樹ではスギ、ヒノキ、アカマツ、カラマツを主体に、広葉樹ではコナラ、クヌギ等をはじめとする郷土樹種を主体とする。さらに将来の用途拡大を見据え、早生樹等の新たな樹種の導入も視野に入れる。苗木の選定については、生産性の向上、造林コストの低減のため、成長に優れたエリートツリー等の苗木や、花粉発生源対策の加速化を図るため、花粉の少ない苗木の使用を進める。

イ 新たな造林方法の導入や、風致の維持、特定の動物の採餌などのため、標準的な樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は市の林務担当課と相談の上、適切な樹種を選択する。

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

森林の確実な更新を図ることを旨として、主要樹種の植栽本数については、下表の植栽本数を目安として、既往の植栽本数及び施業体系を勘案して、仕立方法別に定めるものとする。

樹種	仕立ての方法	標準的な植栽本数(本/ha)
スギ	密仕立て	4,000
	中仕立て	3,000
	疎仕立て	2,000
ヒノキ	密仕立て	4,000
	中仕立て	3,000

- ① 複層林化や混交林化を図る場合の上層木の伐採後の樹間・樹下植栽については、上記の疎仕立てに相当する本数に下層木以外の立木の伐採率（樹冠占有面積又は材積による率）を乗じた本数以上を植栽する。
- ② 森林の空間利用や特定の動物の生息環境の維持等に配慮した植栽をする場合は、林業普及指導員又は市の林務担当課と協議の上、当該区域に適切な植栽本数を判断する。
- ③ 標準的な植栽本数以外の本数を植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は市の林務担当課と協議の上、公益的機能の保全を図りつつ、当該区域に適切な植栽本数を判断するものとする。

イ その他人工造林の方法

① 地拵えの方法

伐採木及び枝条等が植栽の支障にならないように整理することとし、気象害や林地の保全に配慮する必要がある場合には、筋地拵え等の方法を検討する。
なお、伐採と植栽を同時に行う「一貫型施業」による再造林コストの低減を図る地拵えの省略化についても進めていく。

② 植付けの方法

気象その他の自然条件及び既往の植付け方法を勘案して、植栽木の活着及び植栽後の生育が最も効果的に図れる植付け方法とする。
また、育苗期間を短縮でき、植え付けコストの低い「コンテナ苗」の導入に努めるものとする。

③ 植栽の時期

コンテナ苗を植栽する場合は、時期を問わず植栽できるものとする。
コンテナ苗以外の苗木を植栽する場合は、植栽木の成長が活発になる前である春期、及び、植栽木の成長が休止又はその状態に近くなる秋期に植栽を行うものとする。

④ エリートツリーや大苗、早生樹

エリートツリーや大苗を、標準的な本数以外の本数で植栽しようとする場合や、早生樹を植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は市町村の林務担当部課等と協議の上、公益的機能の保全を図りつつ、当該区域に適切な植栽本数を判断するものとする。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

森林資源の積極的な造成を図り、林地の荒廃を防止し森林の有する多面的機能を発揮させるため、植栽は適地適木を旨として、期間については、伐採が終了した日を含む年度の翌年の初日から起算して次のとおり定める。

区分	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林以外の森林
皆伐	2年以内	2年以内
択伐	5年以内	5年以内

2 天然更新に関する事項

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在など森林の現況、気候、地形、土壤等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行うこととし、森林の確実な更新を図るため、次の(1)から(3)までの事項を定める。

(1) 天然更新の対象樹種

高木性の郷土樹種を主体に次のとおり定める。

天然更新の対象樹種	アカマツ、コナラ、クヌギ、サクラ類
ぼう芽による更新が可能な樹種	コナラ、クヌギ、サクラ類

(2) 天然更新の標準的な方法

主として天然力により適確な更新、及び森林の諸機能の維持増進を図る。

また、更新を確実なものとするため、必要に応じて搔き起こし、刈り出し、植込み、芽かき等の更新補助作業等の施業を実施する。

天然更新すべき立木の本数に満たず、天然更新が困難であると判断される場合には、天然更新補助作業又は人工造林により確実な更新を図るものとする。

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

樹種	期待成立本数	天然更新すべき立木本数
アカマツ、コナラ、クヌギ、サクラ類	10,000本／ha	3,000本／ha

天然更新を行う際には、期待成立本数の10分の3以上の本数を、更新すべき立木本数（ただし、草丈以上のものに限る。）とする。

注）草丈の高さは、概ね50cmとする。

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

区分	標準的な方法
地表処理	ササや粗腐植の堆積等により、天然下種更新が阻害されている箇所については、種子の定着及び発育の促進を図るため、搔き起こしや枝条整理等を行う。
刈り出し	ササ等の下層植生により天然稚樹の生育が阻害されている箇所については、稚幼樹の成長の促進を図るためササ等草本植物の刈り払いを行う。
植え込み	天然下種更新及びぼう芽更新の不十分な箇所については、経営目標等に適した樹種を選定して植え込みを行う。
芽かき	ぼう芽更新を行った箇所において、目的樹種の発生状況により必要に応じて優良芽を1株当たり2～4本残すものとし、それ以外のものをかきとる。

ウ その他天然更新の方法

伐採跡地の適切な森林への回復を図るため、天然更新の完了の判断基準を次のとおり定める。

草丈（概ね50cm）以上となった更新木の幼稚樹が林地の全域にわたり、第2の2の(2)に定める「天然更新すべき立木本数」程度が存在する状態を更新完了の目安とし、確認を行う。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を旨として、伐採跡地の天然更新すべき期間は、当該伐採が終了した日を含む翌年度の初日から起算して5年以内とする。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

地域森林計画で定める「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針」に基づき、「天然更新完了基準書作成の手引きについて」（平成24年3月30日付け23林整計第365号林野庁森林整備部計画課長通知）に示すように、『現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲100m以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林』とする。

以下のような天然更新が期待できない森林については、原則として植栽により確実な更新を図る。

- ・種子を供給する母樹が存在しない森林
- ・天然稚樹の育成が期待できない森林
- ・林床や地表の状況、病害虫などの被害から天然更新が期待できない森林
- ・面積の大きな針葉樹林であって、林床に木本類が見られないもののうち、気候、地形、土壤条件、周囲の森林の状況により皆伐後も木本類の侵入が期待できない森林

なお、伐採が終了した日を含む翌年度の初日から起算して、人工造林は2年以上、天然更新は5年以上が経過して、かつ更新が完了していない森林については、造林未済地として適切に措置を行う。

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準については、次のとおり定める。

(1) 更新に係る造林の対象樹種

ア 人工造林の場合

IIの第2の1の(1)による。

イ 天然更新の場合

IIの第2の2の(1)による。

(2) 生育し得る最大の立木の本数として想定される本数

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林以外の森林の伐採跡地における天然更新の対象樹種の立木が、5年生時点で生育し得る最大の想定立木本数を10,000本/haとし、その本数に10分の3を乗じた本数以上を成立させる。

5 その他必要な事項

該当なし

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

森林の立木の生育の促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図ることを旨とし、下表（目安）以外による間伐を制限するものではない。

(1) 間伐木の選定方法については、保育間伐では形質不良木の除去を目的として行う。収入間伐では形質の良い木についても選定の対象とする。

(2) 間伐率は、概ね20～35%とする。（保育間伐では低率、収入間伐では高率）

なお、材積に係る伐採率が35%以下、かつ伐採年度の翌年度の初日から起算しておおむね5年後に樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲で行うこととする。

(3) 間伐により適度な下層植生を有する林分構造が維持され、樹木の根の発達が促されるよう努める。

(4) 間伐材の利用価値及び収益性の向上が図られるよう実施区域の集約化に努め、作業コストの低減を図る。

(5) 新たな施業方法の導入など標準的な伐採方法によらない場合は、林業普及指導員又は市の林務担当課と協議の上、適切な間伐率等を実施する。

【生産目標・主伐期に応じた標準的な間伐の実施時期と回数】

樹種	生産目標	仕立・本数	間伐時期（目安年）							主伐 (目安)
			初回	2回	3回	4回	5回	6回	7回	
スギ	役物：柱材	密・4,000	16	22	28	35	43			50
	一般材	中・3,000	18	25	33	41				50
	一般材	中・3,000	18	25	33	41	50			60
	造作材	密・4,000	16	22	28	35	43	54	66	80
	一般材	疎・2,000	25	33	41					50
ヒノキ	役物：柱材	密・4,000	18	24	30	40	50			60
	一般材	中・3,000	20	27	35	45	55			65
	一般材	中・3,000	20	27	35	45	55	65		75
	造作材	密・4,000	18	24	30	42	54	67		80

2 保育の種類別の標準的な方法

森林の立木の生育の促進及び林分の健全化を図るため、原則として下刈り、つる切り、除伐及び枝打ちを実施することとし、以下に示す時期を目安として適切な作業方法により実施する。

下刈り：1～7年生程度（必要に応じ期間を変更）

つる切り：10年生前後（回数適宜）

除伐：12年生前後（下刈り終了後、植栽木以外の樹木が成長し、植栽木の成長を阻害する状況になった場合）（回数適宜）

枝打ち：無節高品質材生産の場合等に必用に応じ実施

3 その他必要な事項

(1) 間伐

間伐が十分に実施されない人工林については、強度の間伐を避け実施する。

新たな施業方法の導入など標準的な伐採方法によらない場合は、林業普及指導員又は市の林務担当課と協議の上、適切な間伐率等で実施するものとする。

(2) 下刈り

雑草木の繁茂が著しく、林木の生育が遅い箇所については、標準的な方法に示す林齢を超える森林においても必要に応じ実施するよう努める。

(3) つる切り

つる類の繁茂の著しい沢沿いの箇所については、必要に応じ2～3年に1度程度、育成木の生育に支障をきたさないよう実施する。

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

公益的機能の高度発揮が求められる森林を次のとおり区分する。

森林の有する機能の区分		公益的機能別施業森林等の名称	
公益的機能	水源涵養機能	公益的機能別 施業森林	水源の涵養の機能の維持増進を図るために森林施業を推進すべき森林
	山地災害防止機能/土壌保全機能		土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るために森林施業を推進すべき森林
	快適環境形成機能		快適な環境の形成の機能の維持増進を図るために森林施業を推進すべき森林
	保健・レクリエーション機能 文化機能		保健文化機能の維持増進を図るために森林施業を推進すべき森林

	生物多様性保全機能		
公益的機能以外の機能	木材等生産機能	木材等生産機能の維持増進を図る森林	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業をすべき森林

(1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

水源涵養保安林や干害防備保安林、ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、渓流等の周辺に存する森林、水源涵養機能の評価区分が高い森林など水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を別表1により定める。

イ 施業の方法

下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期については、標準伐期齢+10年以上とする。また、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図る。

(2) 土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

①土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を別表1により定める。

②保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

保健保安林等、保健・文化及び教育活動に寄与する森林や自然環境を保全する必要がある森林など保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域とし、別表1のとおり定める。

イ 施業の方法

①土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

災害に強い国土を形成する観点から、地形・地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進する。

②保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

学びと憩いの場を提供する観点から地域のニーズに応じて積極的に広葉樹の導入を図り、美的景観の維持・形成に配慮した施業を推進する。

また、生物多様性の維持増進についても配慮する。

これらの森林については、複層林施業を実施することを基本とし、特に公益的機能の発揮が求められている森林については、択伐による複層林施業を実施することとする。

なお、適切な伐区の形状、配置等により、伐採後の林分においても公益的機能の確保が図れる場合は、長伐期施業を行うことも可能とする。長伐期施業における主伐の時期については、標準伐期齢×2—10年以上とする。また、これら森林において皆伐を実施する場合は、伐採に伴って発生する裸地の縮小化・分散化を図ることとする。

それぞれの森林の区域については別表2により定める。

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 区域の設定

林木の生育に適した森林、林道等の開設状況等から効率的な施業が可能な森林、木材等生産機能が高い森林で、自然条件等から一体として森林施業を行うことが適當と認められる森林など木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林について、別表1により定める。また、木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域のうち、林地生産力が高く、傾斜が比較的緩やかで、林道等や集落からの距離が近い森林等を「特に効率的な施業が可能な森林」として、別表1により定める。この際、人工林を中心とした林分であるなど周囲の森林の状況を踏まえるとともに、災害が発生するおそれのある森林を対象としないよう十分に留意するものとする。

(2) 施業の方法

木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の材木を生育させるための植栽による確実な更新、保育及び間伐等を推進するとともに、森林施業の集約化、路網整備や機械化を通じた効率的な森林整備を推進する。特に効率的な施業が可能な森林の区域のうち、人工林については、原則として、皆伐後には植栽による更新を行う（アカマツの天然下種更新やコナラ、クヌギ、サクラ類の萌芽更新を行う森林など、市が定める場合は除く）。

なお、生産目標に応じた主伐の時期については、以下のとおりとする。

【生産目標に応じた伐採の方法（育成単層林）】

樹種	生産目標	仕立て方法	期待径級 (cm)	目安林齡 (年生)
スギ	役物：柱材	密仕立て	24	50
	一般材	中仕立て	26	50
	一般材	中仕立て	32	60
	造作材	密仕立て	36	80
ヒノキ	役物：柱材	密仕立て	24	60
	一般材	中仕立て	26	65
	一般材	中仕立て	30	75
	造作材	密仕立て	30	80

注) ア 多様な木材需要に安定的に対応できるよう生産目標（利用途）に応じた林齡で伐採するものであり、この期待径級・目安林齡の上下による伐採を制限するものではない。

3 その他必要な事項

本市が独自に設定する公益的機能別森林施業森林以外の区域は、特になし

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

森林の保有形態は、保有山林面積が小規模な森林所有者が多数を占める構造となっており、個々の森林所有者が効率的な施業を単独で実施することは困難である。意欲と能力のある林業事業体への集約化等による効率的な施業を推進し経営規模の拡大に努める。また、県や林業事業体と森林情報の共有を図るとともに、森林の土地の所有者届出制度等の運用による森林所有者情報の精度向上、および、栃木県が整備を進めている航空レーザ計測による森林資源情報の共有を促進します。

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

フォレスターや森林施業プランナーによる普及啓発活動を通した森林所有者に対する長期の施業委託契約による森林経営への働きかけを行い、施業集約化及び森林経営計画の作成を促進する。

森林の経営の受託等を担う意欲的な林業事業体等の育成を強化し、経営の受託等に必要な情報の提供、助言を行う。

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

森林所有者又は森林の経営の委託を受けたものが、単独又は共同で森林経営計画を作成する場合には、下記の事項に留意して作成することとする。

- (1) 森林所有者との間で締結する森林経営受委託契約については、森林経営計画の計画期間内において、受託者自らが森林の経営を行うことができるよう造林、保育及び伐採に必要な育成権原と施業の実施に伴い伐採する立木についての処分権原が付与されるものであること。また、当面の施業を必要としない森林に対する保護や路網の設置及び維持運営に必要な権原についても付与されるものであること。さらに、林産物の販売収支と森林整備に要する支出について明確化されたものであること。
- (2) 森林経営計画を共同で作成する場合には、個々の対象森林についての責任は当然として、経営計画の全体としての遵守義務を等しく負うこととする。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

適切な経営管理の行われていない森林については、森林経営管理制度の活用により、森林整備を進めていく。本市の森林は、経営管理のなされていない森林が市内各所に虫食い状に点在していることから、集約化を図る観点からもエリア毎に順次制度の活用を実施していく。また、令和3年度から整備される森林クラウドシステムの効果的な運用などにより、森林経営管理制度の実施の促進を図る。

また、経営管理権集積計画及び経営管理実施権配分計画を作成するに当たっては、当該計画が矢板市森林整備計画に定められた公益的機能別施業森林及び木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林における施業の方法と整合が図られたものとなるよう留意する。

5 その他必要な事項

該当なし

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

本市の民有林の所有構造は、10ha未満の森林所有者が全体の約88%を占めており、所有規模が零細である。また、林家世帯の高齢化や兼業化の進行、不在村森林所有者の増加等により計画的、合理的な森林施業が行われにくくなっている。これらを踏まえて、地域懇談会等を開催して、森林所有者に施業実施協定の理解を求め、協定の締結によって間伐、保育等の森林施業の集約化及び小規模所有者の森林組合等への受委託を促進する。

そして、計画的な施業の実施により森林所有者の生産意欲の喚起と生産コストの低減及び安定的な木材供給を図る。

また、作業道等路網を整備し、林業機械化の基盤づくりに努める。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

本市の人工林は利用期を迎える林分が増加し、適切な施業の実施により、優良材としての森林蓄積の充実も見込まれる。共同化を推進する森林施業の種類は、優良材生産のための保育・間伐であり、森林組合等と連携をとって事業の推進に努める。

不在村森林所有者に対しては、森林組合等が中心となって森林施業の適正化についての普及啓発を行い、営林の指導や森林施業の受委託の働きかけを行う。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

- ア 共同して森林施業を実施する者（以下「共同施業実施者」という。）は、一体として効率的に施業を実施するのに必要な森林作業道、土場、作業場等の施設の設置及び維持管理の方法、種苗その他の共同購入等共同して行う施業の実施方法、維持管理の方法についてあらかじめ明確にしておくこと。
- イ 作業路網その他の施設の維持運営は共同施業実施者の共同により実施すること。
- ウ 共同施業実施者の一が施業等の共同化につき遵守しないことにより、その者が他の共同作成者に不利益を被らせることのないよう、あらかじめ個々の共同作成者が果たすべき債務等を明らかにすること。
- エ 共同作成者の合意の下、施業実施協定の締結に努めること。

4 その他必要な事項

該当なし

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

路網整備は、低コスト林業経営を展開し、適正かつ計画的な森林施業及び森林管理の確保等に不可欠であることから、地域林業の中核となる林道のほか、10t積みトラックの通行も可能な林業専用道、高性能林業機械や急傾斜地における架線系作業システムに対応した森林作業道を効率よく組み合わせた整備を行う。

また、生物多様性の保全を図るために、自然環境に配慮した路線配置や適切な工法等を採用し整備を行う。

なお、路網密度の水準については次のとおりとする。

【路網密度の水準】

区分	作業システム	路網密度 (m/ha)	基幹路網
緩傾斜地 (0~15°)	車両系 作業システム	110m以上	35m以上
中傾斜地 (15° ~35°)	車両系 作業システム	85m以上	25m以上
急傾斜地 (35° ~)	車両系 作業システム	60<50>m以上	20m以上
	架線系 作業システム	5m以上	5m以上

- 注) 個々の施業地における路網密度の目安であり、尾根、渓流、天然林等の除地には適用しない
- 注) 「車両系作業システム」とは、林内にワイヤーロープを架設せず、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステム。フォワーダ等。
- 注) 「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステム。タワーヤーダ等。
- 注) 基幹路網とは、「林道」と「林業専用道」の総称。
- 注) 「急傾斜地」の<>書きは、広葉樹導入による針広混交林など育成複層林へ誘導する森林における路網密度です。

2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

計画期間内に基幹路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域を次の通り設定する。

【路網整備等推進区域】

路網整備等推進区域	利用区域面積 (ha)	開設予定路線	開設予定期延長 (m)	対図番号	備考
泉32, 39	85	堂地・東泉線	1, 200	1	
矢板27, 28	103	幸岡線	1, 800	2	
		計	3, 000		

3 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

- ア 基幹路網の作設に係る留意点

安全の確保、土壤の保全を図るため、適切な規格・構造の路網の整備を図る観点等から、路網の規格・構造については、林道規程（昭和48年4月1日48林野道第107号林野庁長官通知）、栃木県林業専用道作設指針（平成22年10月18日環森政第299号環境森林部長通知）に従い開設することとする。

イ 基幹路網の整備計画

本市の基幹路網の整備に当たっては、別表3に定める整備計画に沿って適時適切な開設、改良等に努めることとする。

なお、基幹路網の開設に当たっては、自然条件や社会的条件が良好であり、将来にわたり育成単層林として維持する森林を主体に整備を加速化させることとする。

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」（平成14年3月29日付け13林整整第885号林野庁長官）、「民有林林道台帳について」（平成8年5月16日8林野基第158号林野庁長官通知）等に基づき、管理者を定め、台帳を作成し、適切に管理を行う。

（2）細部路網に関する事項

ア 細部路網の作設に係る留意点

丈夫で簡易な規格・構造の路網を整備する観点等から、栃木県森林作業道作設指針（平成23年6月17日環森政第139号環境森林部次長兼環境森林政策課長通知）に則り作設することとする。

イ 細部路網の維持管理に関する事項

森林作業道作設指針等に基づき、森林作業道が継続的に利用できるよう適正に管理する。

4 その他必要な事項

路網整備に当たっては、高性能林業機械の導入による生産性の向上や生産コストの低減を図るため、木材の積み込み土場の確保や効率的な路網配置に努める。

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

（1）林業従事者の育成

栃木県においては、新規林業就業者の確保・育成について、栃木県林業人材確保・育成方針（令和3年1月策定）に基づき、栃木県林業大学校を中心とし、幅広い知識・技能を習得した多様な人材の育成に努めるほか、栃木県林業労働者確保支援センター等と連携し、就業相談会の開催、就業体験等の実施による林業従事者のキャリア形成の支援を図るものとされている。

林業従事者の育成については、各関係団体と連携を図り、各種林業労働力対策事業の活用及び栃木県林業労働力確保支援センターが行っている林業従事者の要請、確保、事業体の雇用改善等の活動に積極的に協力する。

また、森林組合等林業事業体の就労環境の整備に努め、各種補助事業を活用して高性能林業機械の導入と作業システムの改善を図り、労働強度の低減と生産性の向上に努める。

また、集約的な間伐等の推進によって事業量の確保を図り、就労の安定化に努める。

さらに、資格取得のための各種講習会・研修会への参加を促し、経験年数や能力に応じた段階的なキャリア形成の促進を図る。

上記に加え、令和2年度より開始となった矢板市林業・木材産業成長化推進協議会の実施する「U I J ターン林業従事者の賃貸住宅家賃等支援事業」「林業従事者研修及び資格取得等促進支援事業」「林業従事者安全衛生対策支援事業」や「林業ICT及び未来技術導入支援事業」「林業・木材産業次世代人材投資事業」の積極的な活用を推進することで、林業労働力の確保、従事者のキャリア形成等に寄与させる。

(2) 林業後継者等の育成

ア たかはら森林組合事務所を活動の拠点とし矢板市林業振興会会員等林業後継者の知識・技術の習得のため各種講習会・研修会を開催し、林業グループの育成強化を図る。

また、特用林産物の導入の研修、情報交換等を実施し、林家の経営安定化を図る。

イ 県内外の木材市況の動向把握に努め、情報を提供するとともに、木材消費の拡大について、市としても公共施設等の木造・木質化を推進し、林業経営の魅力の向上を図る。

ウ 各種林業補助施策の導入について、検討することにより、林業の活性化と林業従事者の生活環境の整備を図るとともに林業技術等の普及啓発及び後継者育成に努める。

エ 特用林産物の生産農家については、生産技術の習得、品質の向上の推進を図る。

(3) 林業事業体の体质強化

森林組合を中心とした林業事業体については、地域林業の計画・提案ができる森林施業プランナーの育成を図り、森林所有者との長期の施業の受委託契約に基づく事業量の確保による経営基盤の安定化や事業執行体制の強化を推進する。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

栃木県においては、スマート林業の取組として、自動化技術等を活用した未来技術と高性能林業機械など現在の技術を組み合わせ、生産性を最大化する作業システムの構築を進めているため、連携を図ることとする。市でも矢板市林業・木材産業成長化推進協議会

の実施する「林業ICT及び未来技術導入支援事業」の積極的な活用を推進する。

森林資源の循環利用を推進するためには、施業の集約化とともに路網整備と地域に適した高性能林業機械の組合せによる効率的な作業システムを構築し、低コスト林業の確立を図る必要がある。

高性能林業機械の導入については、各種補助事業等を活用し、導入を促進していくとともに、安全かつ効率的な稼働に必要とされる、専門的な知識や技術を備えたオペレーターの養成に努める。

【高性能林業機械を主体とする林業機械の導入目標】

作業の種類		現状(参考)	将来	
伐倒	那珂川流域 (緩傾斜) (中傾斜)	チェンソー	チェンソー	ハーベスター
造材	那珂川流域 (緩傾斜) (中傾斜)	チェンソー ハーベスター プロセッサ	プロセッサ	
集材	那珂川流域 (緩傾斜) (中傾斜)	グラップルバックホウ+運材車	フォワーダ スイングヤーダ	

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

平成23（2011）年に策定した「とちぎ木材利用促進方針（令和5（2023）年改正）」に基づき、公共建築物のほか、民間建築物を含めた「建築物全体」におけるより一層の木材利用を促進する。

とちぎ高原材の供給体制の整備を図り川下のニーズ「品質性能・価格・供給量」に対応し、品質・精度・生産効率を高めるため木材人工乾燥機等の木材加工施設や製材施設の近代化に努め、消費者のニーズに応えた優良材を提供することにより、地場産材の需要拡大に努める。

また、本市の豊富な森林バイオマス資源をエネルギー資源として活用する循環型社会を推進する。

本市の代表的な特用林産物は、生しいたけと乾しいたけである。平成23年3月の東日本大震災を境に出荷制限がかけられていたが、出荷制限は徐々に解除されており、平成30年度の生産量は震災前の約62%まで回復している。今後も生産工程管理基準に基づく生産を徹底し、生産量の回復を目指すとともに、品質の向上と生産コストの低減を図っていく。

III 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

野生鳥獣による森林の被害状況等に応じ、当該鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林の区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法について、那珂川地域森林計画で定める鳥獣害の防止に関する事項を踏まえ、次のとおり定める。

(1) 区域の設定

鳥獣害防止森林区域を次のとおり定めるものとする。

【鳥獣害防止森林区域】

対象鳥獣の種類	森林の区域	面積 (ha)
シカ	矢板21, 22, 23, 25 泉3, 4, 7, 8, 13~32, 36, 38~45, 54, 55, 58~62	3, 094
クマ	矢板22, 23, 25 泉4, 7, 16, 17, 24, 26~30, 43~45	1, 066

(2) 鳥獣害の防止の方法

鳥獣害の防止の方法について、対象鳥獣の別に、当該対象鳥獣による被害の防止に効果を有すると考えられる方法により、次のア又はイに掲げる鳥獣害防止対策を地域の実情に応じ単独で又は組み合わせて推進することとする。

また、シカの被害対策は特に人工植栽が予定されている森林を中心に推進することとする。

ア 植栽木の保護措置

防護柵の設置又は維持管理、幼齢木保護具の設置、剥皮防止帯の設置、現地調査等による森林のモニタリングの実施等により、植栽木の保護に努めることとする。

なお、防護柵については改良等を行いながら被害防止効果の発揮を図るとともに、鳥獣害防止対策の実施に当たっては鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と連携・調整を行うものとする。

イ 捕獲

わな捕獲(ドロップネット、くくりわな、囲いわな、箱わな等によるもの)、誘引狙撃等の銃器による捕獲等を実施する。

2 その他必要な事項

実施状況については、必要に応じて植栽木の保護措置実施箇所への調査・巡回、各種会議での情報交換、区域内で森林施業を行う林業事業体や森林所有者等からの情報収集等により確認に努める。

第2 森林病害虫の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

1 森林病害虫等の駆除及び予防の方法

森林病害虫等の被害対策については、県や市、森林組合等関係機関の連携により被害監視から防除・駆除対策に至るまでの連絡体制を構築し、被害の未然防止、早期発見及び早期駆除に努めることとする。

本市における松くい虫による被害面積は、近年横ばい状態であるが、被害状況を把握しながら適切な被害防止に努めることとする。

ナラ枯れについては、全国で急激な広がりを見せている中、令和2年度には本県内でも被害が発生した。関係機関との情報を共有し、監視体制の強化を図り早期発見に努めるとともに、被害発生時の迅速な防除実施体制を構築する。

2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）

シカ、クマの対象鳥獣以外の鳥獣及び鳥獣害防止森林区域以外でのシカ、クマによる被害は現在確認されていないが、発生した場合の対策としては必要に応じ情報収集等に努め、被害が確認された場合は単木ネット巻き等による被害防除を促進することとする。

3 林野火災の予防の方法

森林所有者や登山者、狩猟者に対し、広報誌による注意喚起や巡回指導により林野火災防止に関する普及啓発を強化する。

また、林野火災発生時における対応として関係機関との連絡調整を密にし、連絡体制を構築する。

4 森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

火入れの実施については、森林法第21条第2項各号に掲げる目的とし、火入れ地の周囲の現況、防火の設備の計画、火入れ予定期間における気象状況の見通し等からみて、周囲に延焼のおそれがないよう注意して行うこととする。

5 その他必要な事項

(1) 病害虫の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分

森林の区域	備考
矢板27(ウ/16、17、23B)	松くい虫による被害
泉24(エ/4A、5c、6A)、46(イ/3B、6B、8B)48(ア/3c、7c)、50(ア/2B、6)	
片岡7(ウ/13、エ/3、6)、8(ア/7A)、9(ア/1、10、イ/2A、3A)	
10(ウ/1c、3c、6c)、15(ア/7A)、16(ア/4A、5、7、カ/11B、16A、キ/1A、18、ケ/2)、17(ア/54、56A)	

(2) その他

該当なし

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

該当なし

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法

該当なし

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

該当なし

4 その他必要な事項

該当なし

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

(1) 森林経営計画の記載内容に関する事項

森林経営計画の作成に当たっては、次に掲げる事項について適切に計画すること。

ア IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植
栽

イ IIの第4の公益的機能別施業森林の施業方法

ウ IIの第5の3の森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第
6の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

エ IIIの森林病害虫の駆除又は予防その他森林の保護に関する事項

なお、経営管理実施権が設定された森林については、森林経営計画を樹立して適切な
施業を確保することが望ましいことから、経営管理実施権配分計画が公告された後、林
業経営者は、当該森林について森林経営計画の作成に努める。

(2) 路網の整備の状況その他の地域の実情からみて造林、保育、伐採及び木材の搬出を
一体として効率的に行うことができると認められる区域

森林法施行規則第33条第1号ロの規定による区域については、以下の区域とする。

区 域	林 班	区域面積 (ha)
矢板 1	矢板1～31、44、片岡12、25	1,677

矢板 2	矢板33～43、野崎1～8、泉30～32、34～40、 片岡1～11、13～24、26～32	2,233
泉 1	泉1～15、33、41～62、矢板32	2,620
泉 2	泉16～29	1,041

2 生活環境の整備に関する事項

該当なし

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

たかはら林業地として豊かな人工林資源を活用し、やいたブランドの矢板たかはら材などの優良材や高品質材生産を推進し、地域振興を図る。

また、木の駅プロジェクトの実施により、発券された地域通貨券を地元商店街で利用することで、地域振興を図る。

4 森林の総合利用の推進に関する事項

(1) 森林の総合利用に対応した森林の整備構想

歴史と憩いの森等の里山林は、市民参加による保全・整備を図り、森林の維持管理の実践の場として森林保全の普及啓発を図る。

(2) 森林の総合利用施設の整備計画

該当なし

5 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取組みに関する事項

森林のはたらき(木材生産機能、保健休養機能、水源涵養機能等)やその大切さに関する理解、認識を深めることを目的に「とちぎの元気な森づくり県民税」の活用や、「森林・山村多面的機能発揮対策事業」について、地域住民に対して周知を行うことで、住民が連携・協力し、それらの事業を活用した森林整備(里山林整備)の直接参加を推進する。

(2) 上下流連携による取組みに関する事項

該当なし

(3) その他

森林の持つ公益的機能の向上と、森林・林業に対する理解の促進を図るため、高原地区的市有林において、企業と県と市の協定に基づく「企業の森」として広葉樹林を整備した。今後も当該事業等を積極的に導入し、企業等と地域の交流促進を図っていく。

6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

新たな森林経営管理制度について、森林組合等の林業事業者と連携を図りながら、森林所有者への意向調査の実施、経営管理権の設定、森林経営管理権集積計画の作成、測量調査など、適切な対応により事業を推進していく。

計画期間（令和3～10年度）内に市町村森林経営管理事業により森林整備を推進することが適當な森林の区域、作業種及び面積については下表のとおり。

区域	作業種	面積	備考
矢板地区	間伐等	22.3ha	
泉地区	間伐等	33.2ha	
片岡地区	間伐等	20.7ha	

7 その他必要な事項

(1) 法令により施業について制限を受けている森林の施業方法

制限林の区分別の施業方法は下表の通りとする。

制限林の区分	施業の方法
保 安 林	森林法（昭和26年6月26日法律第249号）第33条第1項の告示に基づく指定施業要件、森林法施行令（昭和26年7月31日政令第276号）第4条に定める指定施業要件の基準並びに森林法に基づく保安林及び保安施設地区関係事務に係る処理基準に基づいて行う。
自 然 公 園	「自然公園区域内における森林の施業について」（昭和34年11月2日付け34林野指第6417号）に基づいて行う。
砂 防 指 定 地	「栃木県砂防指定地の管理等に関する条例」（平成15年3月18日条例第5号）に基づいて行う。
鳥獣保護特別保護地区	「鳥獣保護区内の森林施業について」（昭和39年1月17日付け38林野計第1043号）に基づいて行う。
自然環境保全地域特別地区	「自然環境の保全及び緑化に関する条例」（昭和49年3月30日条例第5号）第15条の定めるところによる。
文化財保護法による史跡名勝天然記念物に係る指定地域等	文化財保護法（昭和25年5月30日法律第214号）第125条の定めるところによる。
都市計画法による風致地区	都市計画法（昭和43年6月15日法律第100号）第58条及び風致地区内における建築等の規制に係る条例の制定に関する基準を定める政令（昭和44年12月26日政令第317号）第3条の定めるところによる。

(2) 森林施業の技術及び知識の普及・指導に関する事項

森林施業の円滑な実行確保を図るため、県等の指導機関、森林組合等との連携をより密にし、普及啓発、経営意欲の向上に努めることとする。

(3) 矢板市森づくり条例に関する事項

矢板市森づくり条例(令和5年10月1日施行)による、森づくりに関する総合的かつ計画的な施策の推進を図る基本構想（森づくりビジョン）及びビジョン実現に向けた行動計画（森づくりアクションプラン）と整合性を図りながら、地域一体となった森林整備を積極的に推進する。

(4) 木材合法性確認の取組強化

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律(平成28年法律第48号)に基づき、木材関連事業者による合法性の確認等の実施及び合法性確認木材等の取扱数量の増加等の取組を促進する。

(5) 森林の土地の保全に関する留意事項

太陽光発電施設の設置にあたっては、小規模な林地開発での土砂流出の発生割合が高いこと、太陽光パネルによる地表面の被覆により雨水の浸透能や景観に及ぼす影響が大きいこと等の特殊性を踏まえ、適切な防災施設の設置等の開発行為の許可基準の適正な運用を行うとともに、地域住民の理解に配慮することとする。

また、盛土等に伴う災害を防止するため、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）の制度の厳正な運用に努めることとする。

【別表1】

区分	森林の区域	面積 (ha)
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林 施業を推進すべき森林	すべての区域	7,571
土地に関する災害の 防止及び土壤の保全 の機能、保健文化機能 の維持増進を図るた めの森林施業を推進 すべき森林	泉6、泉15	185
	泉42、泉43(ア、イ)、泉48、 泉49(ア、イ)、泉52、泉53、 矢板16(ア、イ/9~75、77~7 8、ウ/36、38~42)、矢板44 (ア/1、3)	343

木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	泉41および保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を除くすべての区域	7,021
特に効率的な施業が可能な森林の区域	矢板1～44、野崎1～8、泉1～5、7～14、16～40、45、46、54～56、58～60、片岡1～32	6,384

注) ア 平成28年3月31日以前において、分収林特別措置法に基づく分収林契約を締結している森林（森林農地整備センターによる分収林を除く）については、上記公益的機能別施業森林の区域から除くものとする。

イ コナラ・クヌギ林については、上記公益的機能別施業森林の区域から除くものとする。

【別表2】

	施業の方法	森林の区域	面積 (ha)
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	伐期の延長を推進すべき森林	土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を除くすべての区域	7,043
土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	長伐期施業を推進すべき森林	泉6、泉15、泉42、泉43(ア、イ)、泉48、泉49(ア、イ)、泉52、泉53、矢板16(ア、イ)9～75、77～78、ウ36、38～42)、矢板44(ア1、3)	528
複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林（択伐によるものを除く）	なし	0
	択伐による複層林施業を推進すべき森林	なし	0
	特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林	なし	0

【別表3】

開設 / 拡張	種類	(区分)	位置 (字、林班)	路線名	延長 (m) 及び箇所数	利用区域面積 (ha)	対図番号	前半5ヵ年の計画箇所	備考
開設	自動車道			堂地・東泉線	1,200	85	1		
				幸岡線	1,800	103	2		
				計	3,000	188			
拡張 (改良)	自動車道			平野線	300				
				中の川線	300				
				堂地線	400				
				東泉線	400				
				湯場線	400				
				山の神線	800				
				桜久保線	800				
				寺前線	100			○	
				寺山線	200			○	
				滝線	100			○	
				枝持沢線	200				
				弥五郎坂線	200				
				赤滝線	300			○	
				赤滝線	100				
				ミツモチ八方線	800			○	
				ミツモチ線	500			○	
				大河原線	300				
				尚仁沢線	200			○	
				尚仁沢線	200				
				高原線	2,000			○	
				七尋線	500			○	
				東前高原線	200			○	
				栗の木平線	200			○	
				尚仁沢天神線	100				
				ザラメキ線	100				

		生産の森線	100				
		片倉線	50			○	
		弓張線	50				
		鳴神線	50			○	
		守子線	200			○	
		曲坂線	50			○	
		蛇場線	50			○	
		計	10,250			5,500m	
拡張 (舗装)	自動車道	塩田線	300			○	
		高塩線	400			○	
		平野線	300			○	
		桜久保線	500			○	
		滝線	1,400				
		尚仁沢天神線	400				
		生産の森線	1,000			○	
		生産の森線	1,500				
		尚仁沢線	1,000			○	
		尚仁沢線	1,300				
		幸岡線	1,000			○	
		弥五郎坂線	1,500			○	
		寺山線	500			○	
		計	11,100			6,500m	